

## 会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る上場制度上の対応について

平成25年4月30日  
株式会社東京証券取引所

### I 趣旨

先般、一部の上場会社において、自社のウェブサイト等に会社情報を掲載するにあたり、正式な公表予定時刻より前に容易に外部から閲覧できる状態で自社ウェブサーバ内の「公開ディレクトリ」に当該情報を保存していた事例が存在することが明らかとなりました。

そこで、当取引所では、本年4月5日付で全国証券取引所の連名により公表した「会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る対応について」に掲げた方針に基づき、同様の事例の再発を防止するための上場制度上の対応を行います。

### II 概要

項目	内容	備考
○公表予定時刻より前の自社のウェブサイト等における会社情報の取扱い	・上場会社は、適時開示が求められる会社情報について自社のウェブサイト等の公開ディレクトリに保存するときは、TDnetによる当該会社情報の開示後に行うか、又は公表予定時刻よりも前においてパスワード管理等のアクセス制限を行うこととします。	・当該規定は会社情報の適時開示等に関する手続きの一部として追加するものとし、これに違反した場合には、その影響の程度や改善の必要性に応じて、上場規則に基づく実効性確保措置（改善報告書の提出や、上場契約違約金の支払い及びその旨の公表など）の対象となります。 ・株券等以外の商品の発行者等（上場不動産投資証券の発行者など）が行う適時開示についても改正規定を準用します。 ・TOKYO PRO Marketの上場会社等が行う適時開示についても同様の見直しを行います。

### III 実施時期（予定）

- ・平成25年6月下旬を目途に実施します。

以上